一般的な相続開始後のスケジュール

被相続人の死亡

・死亡診断書の取得

・関係者への連絡、葬儀の準備

↓

通夜・葬儀

・死亡届の提出（死後7日以内に死亡診断書を添付して市区町村へ提出）
・葬式費用の領収書等の整理、保管

↓

初七日法要

・遺言書の有無の確認（公正証書以外の遺言書があれば、家庭裁判所で検認、開封が必要）

↓

四十九日忌法要

・遺産や債務の概要を把握
・相続人の確認（被相続人や相続人の戸籍謄本を市区町村で取得）

↓

相続の放棄・限定承認

・相続の放棄や限定承認をする場合、被相続人の死後3ヶ月以内に家庭裁判所に申述（相続の放棄や限定承認をしない場合は手続は必要なし）

・被相続人の死亡年の1月1日から死亡日までの収支状況を調査

↓

所得税の準確定申告と納付

・納税義務がある場合、被相続人の死後4ヶ月以内に被相続人の住所地の税務署に申告、納付
（死亡年の1月1日から死亡日までの所得が38万円を越える場合に申告が必要）

・遺産や債務を調査し評価、鑑定
・遺産や債務を相続人間でどのように分割するか検討

↓

遺産分割協議書の作成

・相続人全員の実印を押印し、印鑑証明書を添付

・遺産の名義変更手続
（金融機関では別途、金融機関専用の記載用紙があり、相続人全員の戸籍や印鑑証明書の添付、実印の押印が必要な場合あり）
（不動産については相続登記あり）

↓

相続税の申告と納付

・納税義務がある場合、被相続人の死後10ヶ月以内に被相続人の住所地の税務署へ申告、納付
（5，000万円＋相続人数×1，000万円以上の相続財産がある場合に申告が必要。但し平成23年度の相続税法改正案では、3,000万円＋相続人数×600万円）